

第十三回国会 衆議院 經濟安定委員會會議録第二十六号

昭和二十七年五月二十日(火曜日)
午前十一時五十一分開議

出席委員

委員長 前田 正男君
理事 志田 義信君 理事 多田 勇君
理事 有田 喜一君 理事 中崎 敏君
岩川 與助君 小野瀬忠兵衛君
國司 安正君 奈良 治二君
福井 勇君 福田 喜東君
瀧 通義君 細田 榮藏君

出席國務大臣
國務大臣 野田 卯一君
出席政府委員
公正取引委員 横田 正俊君
農林省事務官(公正取引委員事務局長) 竹中喜滿太君
商部企業課長(建設交通局長) 今井田研二郎君
委員外の出席者
専門員 圓地與四松君
専門員 菅田清治郎君

本日の會議に付した事件

国土總合開發法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五六号)

事業者団体の法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八五号)

經濟審議院の機構に関する説明聴取の件

○前田委員長 これより會議を開きます。国土總合開發法の一部を改正する法律案を議題といたします。志田義信君より本案に対する修正案が委員長の手元まで提出されております。この際提出者の説明を求めます。志田君。

○志田委員 国土總合開發法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におきましても数度にわたつてその関係する委員会との間にも協議を保ち、それらの意見も十分考えた末に、この国土總合開發法の一部を改正する法律案に対する修正案をこの機会に提出したいと思つております。すなわち

国土總合開發法の一部を改正する法律案に対する修正案
国土總合開發法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十條の改正規定中「を加え、同條」を「を加え、同條第二項中「關係各行政機關の長の意見を聞き」を「關係各行政機關の長と協議し」に改め、同條に改める。

第十二條の改正規定に次の一項を加える。
4 經濟安定本部事務局長は、毎年度、關係各行政機關の長から公共事業關係の歳出の見積に関する書類の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

附則第一項中「五月一日」を「六月一日」に改める。
かような修正案を提出いたす次第でございます。

○前田委員長 以上をもつて修正案の説明は終了いたしました。これより原案並びに修正案を一括議題として討論に入ります。有田君。

○有田(喜)委員 私は改進黨を代表いたしまして、ただいま上程されておりますところの国土總合開發法の一部を改正する法律案に關し、修正案に賛成し、修正部分を除く他の原案に賛成するものであります。但しこの際若干の希望條件を付したいと思つております。

今回の修正案は国土總合開發計画の実施を促進するといふことが一つのねらいであります。確かにこの点は一つの進歩であると思つておりますが、依然としてまだ給に描いたばかりの感が抜けぬのであります。結局これは運用の問題となると思つております。

その重要性を強く認識されて、これが実施に邁進せられんことを特に切望するのであります。ただ實際問題として日本の国力というものによつてある程度制約されることは、これはやむを得ないと思つて、あまり八方美人的に手を広げられると、かえつてできないと同じ結果を招来すると思つて、全面的に強力に国土總合開發を推進されると同時に、日本の国力というものをよく勘案されまして、順序緩急を誤らないようにして、そうして一歩々々と總合国土計画の完遂に邁進されんことを強く要望いたしまして、賛成意見を陳する次第であります。

なお本件と關係の關係になります。が、今回經濟安定本部の機構を廢止いたしまして、經濟審議院案が提出されつておりますが、この国土開發の点を一見見ましても、また今日の日本の置かれたる經濟的立場、ことに日米經濟協力を強く推進し、また新生日本の自立經濟の達成等いろいろの点を考えますと、わが国としましては、總合計画の立案並びにこれが目標に向つて邁進することが非常に大事なことと思つて、私は機構が小さくなること、人員の整理といふことに対しては、もとより異論をはさむものではなく、むしろ賛成でありますけれども、從來もつておつたところの經濟安定本部の使命は、今後一層重大になると思つてあります。さういふ点におきまして今回の修正案は、それに一指を染めたものと思つて賛成するのであります。

○前田委員長 中崎君。

○中崎委員 私は日本社会黨を代表いたしまして本案の修正案に賛成し、同時にそれを除くほかの原案について賛成をするものであります。

本改正案のねらいとしてあります点は、従前のやや計画倒れに終るような点を、さらに一指染めたという点に一つの進歩があることは、先ほど有田君からのお話の通りであります。が、さらにこれを強力に推進するためには、予

算の裏づけが當然伴わなければならぬと同時に、この機構全体を通じて、審議會等も關係するものが二つも三つもあるわけでありまして、それからまた各官庁間のなわ張り争ひというやうなものも相當複雑であることが予想されるのであります。そこでこの問題は、さらに今後の運用の上において、必然的に改正にまで行くやうなおそれがあるのではないかと、現在の段階において、まず各關係機關の間のなわ張り争ひを極力避けて、強力にこの目的達成のために推進せられるように希望して、おく次第であります。

○前田委員長 志田君。

○志田委員 ただいま議題となりました政府提出の国土總合開發法の一部を改正する法律案及び議員より修正案が提出されております点に關しましては、自由黨を代表いたしましていづれも賛成の意見を申し上げたいと思つております。

まず政府提出案につきましては、これを内容的に見ますれば、本改正案の根幹をなすものと思つて、本改正案として、少くとも国土總合開發法が生れて以來今日まで、その実施に關する法律案に不備な点がありましたことは、国土の總合開發のためにまことに遺憾しく存じておつたのであります。が、ここにさらにその実施法を兼ねた国土總合開發法の一部を改正する法律案が生じますことは、私は總合開發の使命からまことに仕合せだと思ふなければならぬと存するのであ

ります。ただ政府提出案につきましても、一、二の点においてさらに明確にしておくべき点がないわけでもござい

ませんが、これらは議員提出の修正案におきまして、大体その要望を盡し得たものではないかと思われましますので、われ／＼は議員提出の修正案とともに賛成したのであります。すなわちその第一点は、特定地域の指定につきま

して、經濟安定本部長官が、関係各行政機関の長と協議しまして、総合開発計画の実施上、經濟安定本部及び各関係行政機関のそれ／＼が事務上まともに行うことが、特に必要ではなからうかと思ふのであります。

第二点は国土総合開発計画と、公共事業計画の関係におきまして、特に予算関係であります。經濟安定本部総務長官が、毎年度関係各行政機関の長から公共事業関係の歳出の見積りに関する書類の提出を求め、これについて十二條三項の規定によりまして調整した事業計画の円滑な実施をはかることができるためにも、ぜひともこの十二條の四の修正を私たちは必要であると存じましたので、議員修正して提出した次第であります。これらを勘案いたしまして、国土総合開発法の一部を改正する法律案に対して賛成する次第であります。

○前田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。志田義信君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○前田委員長 起立議員。よつて提案のごとく決しました。

次にただいま議決いたしました修正

部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○前田委員長 起立議員。よつて本案は志田義信君提出の修正案のごとく修正議決いたしました。

なお報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。

○前田委員長 次に事業者団体法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。有田喜一君。

○有田(喜)委員 今回の事業者団体法の改正は、従来不必要に諸般の活動が制限されておつたものが一部緩和されたのであります。まことにけつこうなことでありまします。しかしこの法律は相当むずかしい法律であつてこれが適用の上に多少の疑義が存する点がありますので、この際具體的の例をあげまして、三質問を試み、その疑点を明らかにしていただきたいと思います。

御承知のことかと思いますが、たとえば財団法人で日本海事協会というものがあつた。これは船舶の船級検査、いわゆるイギリスのロイドのような役割をなしておるのでありますが、その理事者は船主、あるいは造船主あるいは官庁、あるいは学識経験者というような方で構成しておるのであります。その本来の船級検査の行為につきま

しては、従来からも事業者団体法の七條の五号で、船舶安全法第八條の行為は適用を除外されておる。これは御承知の通りであります。ところがこの日本海事協会が附帯的にちよい／＼仕事をやつておる。たとえば業者の依頼によりまして、船舶の損傷の程度あるいは船価の鑑定などに當ることがある

のであります。従来といえどもあまり問題はなかつたのでありますから、緩和された今回の法律では、まさかそういうことは問題ないと思ひます。が、それに対する公取委の御見解をひとつこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○竹中政府委員 御質問に対してお答えいたします。ただいまお述べのように財団法人日本海事協会は、船舶安全法第八條に基いて、主務大臣の認定した日本の船級協会でありまして、その行います正当な行為につきましては、事業者団体法第七條五号におきまして、事業者団体法の適用を除外されております。そこで海事協会が行います行為が、正当な行為かどうかということが問題になるのでございしますが、それがたとへば正当な行為でなくとも、現行法におきましては、五條各号に該当しない限りは、公正取引委員会の認可を受けてこれを行うことができるようになつております。これが今回改正になりますと、認可行為が削除されることになりまします。今後は先ほどお尋ね

のような、依頼者の依頼によつて船舶の損傷あるいは船価の鑑定というようない行為は、公正取引委員会の認可を待たずとも自由にできると考えております。

○有田(喜)委員 非常に明快な御答弁で、海事協会が船舶の損傷あるいは船価の鑑定をやることは、この改正法律によつて認可も要せずしてやれる、非常にけつこうなことと思ひます。そうしますと、同時に海事協会がやつておる溶接工の技術の試験であるとか、あるいは輸出するエンジン、機関、鋼材の検査というようなこともやつてお

るのですが、これももちろん問題はな

いことと思ひますが、念のために明らかにしておきたいと思ふ。これも同断に解していいか御答弁を願ひたい。

○竹中政府委員 お答えいたします。ただいまお尋ねの溶接工の技術の試験あるいは輸出機関、あるいは鋼材の強度試験も、依頼者の依頼による任意検査であれば全然問題なくできることになつております。

○有田(喜)委員 非常に明確になつてけつこうだと思ひますが、この団体法によりましますと、事務所なんかの賃貸は禁止されておつたように思ふのです。が、海事協会では、自分の事務所を持つておるが、ただいま部屋があいておるのでそれを他人に貸す場合がある。ちよい／＼とわれ／＼の家で余裕住宅がある。と他人に貸して住まわすということがある。そういうような意味で、事務所の賃貸をしたりあるいは海事協会が船名録をつくつて発行するということをやつてゐる。これも違反にならないと思ひますが、念のためこの点も明らかにしておきたいと思ひます。

○竹中政府委員 ただいまのお尋ねのような点も、営業行為にならない限りは、事業者団体法上一切問題はないことになつております。なおつけ加えますれば、日本海事協会は財団法人であります。民法上営業行為はできないことになつておりますが、そういう点も問題はないと思ひます。

○有田(喜)委員 もちろん営業行為ではないと思ひます。ただ事務所を貸すとか修繕費のなものと、家賃といふか、その対価をもらう。また船名録を発行すると、それに対する実費手数料をもらう、こういうことは営業行為で

ないことは明らかだが、ある程度のその対価をもらうことは、問題ないと解してよろしうございませうか。

○竹中政府委員 問題ないと考えます。

○有田(喜)委員 非常に明確になつて、この点はけつこうだと思ひます。なおお聞きしたいことがあります。が、きようは時間もないので、この点だけを明らかにして、また他日に質問を留保したいと思ひます。

○前田委員長 次に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。横田政府委員。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

委員又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため同議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前條第二項に規定する資格を有する者のうちか

ら、委員長又は委員を任命すること
ができる。この場合においては、任
命後最初の国会で両議院の事後の承
認を得なければならぬ。

第三十一條に次の一号を加える。
六 前條第四項の場合において、
両議院の事後の承認を得られなかつ
たとき。

第三十二條中「第五号」を「第六号」
に改める。

第三十四條第一項中「委員長及び
三人以上の委員」を「委員長及び二人
以上の委員」に改める。

第三十五條第一項中「事務局を附
置し」の次に「事務局長の外」を加
え、同條第二項を削り、同條第一項
の次に次の二項を加える。

審判手続（審決を除く。）の一部
を行わせるため、事務局に審判官
五人以内を置く。

審判官は、事務局の職員のうち、
審判手続を行うについて必要
な法律及び経済に関する知識経験を
有し、且つ、公正な判断をする
ことができる者認められる者につ
いて、公正取引委員会が定める。
第三十五條の二を次のように改め
る。

第三十五條の二 公正取引委員会の
事務局に、官房の外、左の二部を
置く。

経済部
審査部

第三十五條の三 官房においては、
左の各号に掲げる事務をつかさど
る。

- 一 局内事務の総合調整に関する
こと。
- 二 渉外、こう報及び文書に関する
こと。

ること。
三 人事、会計、物品の管理及び
厚生に関すること。
四 審判の事務に関すること。
五 その他他部に属しない事務に
関すること。

第三十五條の四 経済部において
は、左の各号に掲げる事務をつか
さどる。

- 一 事業活動及び経済実態の調査
に関すること。
- 二 不正競争方法の指定に関す
ること。
- 三 認可及び承認並びに届出及び
報告の受理に関すること。
- 四 経済法令等の調整に関するこ
と。

第三十五條の五 審査部において
は、左の各号に掲げる事務をつか
さどる。

- 一 違反事件の審査に関するこ
と。
- 二 勧告及び審判開始決定に関す
ること。
- 三 告発及び裁判所に対する緊急
停止命令の申立等に関するこ
と。
- 四 審決等の執行後の監査に関す
ること。

第三十五條の六 公正取引委員会の
事務局に、地方支部局として、
名古屋地方事務所、大阪地方事務
所及び福岡地方事務所を置く。
前項の地方事務所的位置及び管
轄区域は、政令でこれを定める。

第三十五條の七 公正取引委員会の
事務局に置かれる職員の任免、懲
戒その他人事管理に関する事項に
ついては、国家公務員法（昭和二

十二年法律第二十号）の定める
ところによる。
第三十五條の八 公正取引委員会の
事務局に置かれる職員の定員は、
別に法律でこれを定める。
第五十一條の二中「命令」を以て定
める公正取引委員会の職員を「審判
官」に改める。

附則
この法律は、昭和二十七年七月一
日から施行する。

○横田政府委員 だいたい上程されま
した私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の一部を改正する法律
案について、その提案の理由を説明い
たします。

行政機構の簡素化、合理化の線に沿
いまして、公正取引委員会の組織、権
限を規定する私的独占禁止法第八章の
規定に所要の改正を加える必要が生じ
たのでありますが、その主要な改正点
は次の五点であります。

第一は、委員の定数を七人から五人
に減少せしめ、それに伴いまして委員
会の議事定足数を、委員長を含めて四
人でありましたのを、委員長を含めて
三人にいたしましたことであります。この
ために第二十九條第一項及び第三十四
條第一項を修正いたしました。

第二は、事務局に事務局長を置くこ
とに部改廃を行つたことでありま
す。すなわち、現在、総務部、調査
部、商事部及び審査部の四部が並立し
て委員会に属し、事務局長を欠いてお
るのでありますが、このような機構は
委員会としては当委員会のみであり、
事務の統一がとれず、支障も多々
ありますので、新たに事務局長を置き

ますとともに、従来の総務部を官房と
し、さらに、他の三部の所掌事務を整
理いたしまして、経済部及び審査部の
二部に縮小いたしました。第三十五條
第一項及び第三十五條の二の改正がそ
れであります。

以上の二点が今次改正の主眼点であ
りますが、このほかに、委員長及び委
員の任命方法、審判官の法律的地位の
明確化並びに部の所掌事務の法定化
等、この際必要と考えられます組織法
上の改正をいたしました。すなわち、
第三点といたしまして、従来国会閉会
の場合または衆議院解散の場合に、委
員長または委員の任期が満了し、また
は欠員が生じたときの措置は、政令に
任ぜられておりました。すなわち内閣
総理大臣が臨時に、委員の職務を行
うのを命じ、事後に最初の国会で衆議
院のみの同意を得て任命することに
なつており、正式に任命されるまでは委
員としての地位が不明確である等の不
備があつたのであります。従いまし
て、他の諸委員会の例にならぬ、国会
閉会または衆議院解散の場合におきま
しては、総理大臣は、一まず、委員長
または委員を任命し、事後に両議院の
同意を得ればよいように改めますと
もに、従来、任命一般につきまして、
単に衆議院の同意のみで足りておりま
したのを、両議院の同意を必要とする
ように改めることにいたしました。こ
のため、第二十九條第二項、第三十條
第四項、第三十一條及び第三十二條に
所要の改正を加えました。

第四点は、審判官の法定化でありま
すが、従来、違反事件の審判を主宰す
る審判官につきましては、特に専門の
知識と経験を必要とするにもかかはら
ず、事件ごとに指定されるという形を
とり、その名称も、公正取引委員会の
審判規則に規定されるにとどまつてお
りました。法律上の地位が不明確であ
りますため、審判を受ける当事者の側
から、ややもすれば、公平なる争訟制
度の保護下に置かれていないのではな
いかという疑問も往々にしてあり、ま
た最近におきましては、特定の職員に
委任する事例が恒常化して来ておりま
す実情にかんがみまして、これを第
三十五條第二項及び同條第三項とし
て、新たに規定して、審判官の地位の
向上をはかることが望ましいと考えら
れるのであります。そこで実際の審判
を主宰する審判官を、五人以内置くこ
とにいたしました。迅速、公平なる事
件処理を期することにいたしました。

これに伴いまして、審判手続の一部委
任を規定しております第五十一條の二
を修正いたしました。

第五点は、部の所掌事務の法定化で
あります。国家行政組織法上は、部の
所掌事務は、法律に規定しなければな
らないことになつておりますが、御承
知のように、独占禁止法は、国家行政
組織法成立前にできておりますこと
と、公正取引委員会の組織権限が設置
法の法体裁をとつておられない関係等
で、法律に規定されておられませんで
したので、これもこの機会に第三十五條
の二以下第三十五條の五までとして法
定化することにいたしました。第三十
五條の六以下は、設置法の体裁に従つ
て、従来項であつたのを、それら一
條に書き改めたのであります。

以上、本改正法律案の目的及び要旨
につきまして、御説明いたしました。
何とぞ、御審議の上すみやかに、御協

賛あらんことをお願いいたします。

○前田委員長 次は經濟審議庁の機構に關し政府の説明を求めます。野田行政管理庁長官。

○野田國務大臣 今次の行政機構改革の一環といたしまして、来る六月末日をもつて經濟安定本部を廃止することと相なつたのでありますが、これに伴い新たに總理府の外局として、經濟審議庁を設置し、國民經濟の総合的運営に資せしめることとしたのであります。

經濟安定本部は、昭和二十一年八月、戦後の荒廃した国土と經濟の復興と再建のための総合的な經濟企画官庁として設置せられ、わが國經濟の安定のために大きな役割を果し、ほぼその任務を果したと申せると思つたのであります。

しかしながら、講和後のわが國の經濟の現状は、なお幾多の困難な課題を存しているものであります。

まず國民生活につきましては、鉱工業生産の著しい回復にもかかわらず、まだ戦前の水準に達するに至らず、國際收支につきましては、今のところ特需等のいわば臨時的ドル収入にささえられて均衡を保持しておりますが、これを長期的に見るとドル不足の傾向は否定できないのであります。さらに今後自衛力の漸増、賠償、外債の支払い等の新たな經濟上の諸負担が増加して参るのであります。これらの困難な事態を打開し、國民經濟の健全な發展と國民生活の向上をはかるには、なお一層生産及び貿易規模の拡大に努めて行かなければならぬのであります。このためには、総合的見地に立つた目

標を樹立し、これに基いて総合的經濟政策を計画的に推進して行く必要があると考へるのであります。

今次の經濟安定本部の廃止に際しまして、右の趣旨に基き、經濟に關する重要な政策及び計画の企画立案及び総合調整を行う行政機關として、新たに經濟審議庁を設置いたしましたこととし、この法律案を提出いたしました次第であります。

○前田委員長 この際質疑があれば、これを許します。志田義信君。

○志田委員 大臣は御多忙のところおいでくださいましたので、できるだけ簡単に要点だけについてお尋ねを申し上げたいと思つております。經濟審議庁設置法の中にあります第三條の第一号に、「經濟に關する基本的な政策の総合調整」という項があるのでありますが、これに企画立案ということが抜けておるのではないかとと思つておるのですが、それに対する大臣の御見解はいかがでありますでしょうか。

○野田國務大臣 今回設置を予定いたされております經濟審議庁におきましては、經濟に關する基本的な政策自体を自分でやるということとは、他の行政機關の所掌に屬しておらない場合はやりますが、他の行政機關の所掌に屬してある基本政策につきましては、まずその役所にやらせる。たとえば金融政策であれば、これは大藏省で企画立案をさせる。食糧政策であれば、農林省で企画立案をさせる、そういうふうな考え方をいたしておるのであります。そういう問題につきましても、もちろん農林省が食糧政策を立てますについても、關係のいろいろな役所があるものであります。そういう場合には農林省

が他の官庁と相談をして食糧政策を立てるのであります。その協議がまとまらないという場合が考えられるのであります。そういう場合におきましては、そのとりまとめ、あつせん役をこの經濟審議庁でやる、こういう意味でありまして、他の行政官庁の所掌に屬してある基本政策は、經濟審議庁で企画立案しないので、当該官庁でやる、こういう建前をつた次第であります。

○志田委員 私たちは、經濟安定本部が廃止になるに伴ひまして、經濟審議庁を新たに設置するといふ処置が講ぜられたことは、當然であると思つておるのであります。今後における日本の經濟のあり方、あるいは総合的な經濟政策を立てるという意味から言ひましても、經濟を自立して、それに基づいて經濟の各般の施策をし、計画的に推進して行くということがきゝめて必要ではないか。そういう必要な時代にあるにかかわらず、經濟審議庁が総合的な企画官庁としての任務と権限を持つておるとするならば、その設置法におきまして、企画立案といふ問題を特に取除いた「經濟に關する基本的な政策の総合調整」といふ言葉では、私は非常に権限が狭小であるのではないかと。さらにそういうことでは計画立案して行くといふ総合調整の仕事もできないといふことになりはしないかと思ふのですが、重ねて御意見を承りたいのであります。

○野田國務大臣 いろいろ計画を各方面からよく見て立てて、それを計画的に実施して行くといふことは全官庁がやらねばならぬことだと思ひます。あらゆる政策についてそのことが言へると思ひます。その基本政策は役所役

所があつて分担しておるのであります。國務大臣がそれ／＼の所管を持つてやつておる以上は、やはり食糧の問題は農林大臣、金融の問題は大藏大臣、中小企業の問題は通商大臣がまず第一に責任を持つて、それが中心になつて關係各省あるいは民間、あるいはその他のものと連絡をとりまして政策を立てて行くといふことにするものが、現在の役所といふものを、最も能率的に各省大臣が全力を盡して働かせる方法であらう、こういうふうにお考へておるわけでありまして。

○志田委員 各行政機關の所掌に屬してあるそれらのことに対して、各省が企画立案をすることは当然なものであります。しかし他省の行政機關の所掌に屬しない総合的な經濟政策を、広く基本的な政策の企画立案の立場からやるということもきゝめて必要ではないか。今農林省の食糧の問題あるいはその他を例にとられておりましたが、それを總括して考へる基本的なものの企画立案の権限を企画官庁が持つておるとはきゝめて必要じゃないか。そうしなければかえつて能率的じゃないのではないかと、こういうふうにお思ひます。いかがでございますでしょうか。

○野田國務大臣 ただいまの御質問の趣旨が私十分のみみだつておらないおそれがありますので、あるいは当らないかも知れませんが、私は各主管のある仕事については、主管官がたゞさんの人員を擁し、最良のブレーンを持つておるのでありますから、そこでやるのが一番いいのではないかと。ところが關係各省との間の話し合ひがまとまらぬといふ場合には、ここに持ち出してやるというところの方が、國家的に能率が上

るのではないかと。もし各省で自分のところの所管の基本政策を企画立案しないといふことになつたら、これはどつかに膨大な役所をつくらなければならぬことになつて、それは完全な官庁の重複になる。でありますから今度の行政機構の改革におきましてでもできるだけ仕事を簡素化する、重複を避ける、そしてみんな能率が百パーセント發揮できるようにいふことを考へておるのであります。各省それぞれ／＼の所管事項は、当然第一次の企画立案の責任者であるといふ建前は置きたい、私はこういうふうにお考へておるのであります。そのほかに第二号であります、

「他の行政機關の所掌に屬さない総合的經濟政策の企画立案」といふものにつきましましては、もちろん各省に關係があるものであります。それがどの役所の所管であるかといふふうにもはつきり言えないような問題が現在でもあつて来ます。また將來もそういうものが起つて来る可能性が多いのであります。そういうものにつきましましては、經濟審議庁におきまして、積極的に各省と連絡をとりまして企画立案するといふことが必要である。こういうふうにお考へておるわけでありまして。なおもつとさかのぼつた基本的問題といたしまして総合国力の問題であるとか、いろいろな國民所得の問題であるとかいふことになりまして、これは經濟審議庁においてももちろん所掌してやつていたのだといふことは、ここに書いてある通りであります。そういうふうな一連の構想によつて、最も能率的に推進して行きたいといふふうにお考へておるわけでありまして。

○志田委員 そういうことをやるに

ても、やはり基本的な政策の企画をやらなければ、そういう問題はそろばんが出て来ないのだという気がするのではありませんが、しかし大臣は、その点は十分やるのだというお話でありますから、その大臣のお言葉を承つておきます。

それはそれとして、それ以上のことは申し上げようとは思いませんが、第四條、第十三号の「経済に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。」という点に、やはり企画立案という点が抜けているのでありますが、それは今までの御説明のごとき状態において、それを特に必要としないというお考えでありますか。

○野田国務大臣 第四條の第十三号は、第三條第一号を受けて来た規定ではないかというように考えるのであります。

○志田委員 それから第七條の中の十一号に「貿易及び国際収支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。」とありますが、これに特に外国為替予算案についてのこととが抜けているのであります。それはいかがでありますか。

○野田国務大臣 外貨予算の問題につきましては、政府の方針といたしましてはこれを貿易と貿易外にわちまして、貿易の關係におきましては通商産業省においてとりまとめる。貿易外の關係におきましては大蔵省でとりまとめる。そしてそれを關係の會議にかけ、きめて行くという構想を持つてゐるのであります。

○志田委員 この外国為替予算は、大臣も十分御承知の通りに、産業貿易に通ずる基本的な政策と表裏一体をなすものである。こういう場合に外国為替予算の編成に関する権限を、特に企画官庁である経済審議院に置かないということは、先に大臣が申し述べられた第四條の審議院の権限の中におきましても、基本的な政策の総合調整をやるのだということを言われているのであります。この点がわれ／＼はなかなか納得しがたいものがあるものであります。ひとつ御意見を拜聴いたしたいと思います。

○野田国務大臣 これは重要な問題でありますけれども、大体におきまして資金の一元化で、大蔵省が外貨資金全体を所轄しておりますので、そのうちの貿易面につきましては通商産業省が中心になつて各省間をとりまとめる。貿易外につきましては、大蔵省がとりまとめるということによりまして十分やつて行ける、こういうような考え方を持つております。

○志田委員 第八條の「計画部においては、左の事務をつかさどる。」というところがございます。その中の四号に「国土総合開発及び国土調査に関すること。」という一面がございますけれども、これに對しまして公共事業がこれに要する資金に関する基本的な政策、及び計画の企画立案、総合調整という点が何らうたわれておらないのであります。その点はいかがでしようか。

○野田国務大臣 国土総合開発に關連いたします具体的な事業計画というやうなものにつきましては、国土総合開発法の改正案におきまして、その事業計画を安定本部——今度審議院になると思ひますが、そこにしまして、十分検討するということになつておるの

であります。それによつて事業計画がどういふふうに出てくるか、これは各省から出るものであります。各省から出るのを十分検討いたして、その間の調整をはかられて行けばそれで十分ではないかと思ひます。具体的な予算になりますと、御承知のように非常にこまかいものさういふものであります。また、前にもすでに事業計画が出ておりますので、その執行みたいな手続をさらに審議院に持つて来るというやうなことは、かえつて煩雜になつて、二重行政になるだけだといふやうな感じを持つておるのであります。事業計画の審議調整をもつて目的は達せられるのではないか、こういうふう

に考えております。

○志田委員 その問題だと思ひます。事業計画だけの調整で資金の調整もできる、公共事業のうち特に国土の総合開発であるとか、あるいは電源開発といふものと密接な關係を持つものなものであります。そういう公共事業の計画のそれに要する資金に関する必要な総合調整をやる、これは今大臣もいろいろ申されておるようであります。必らずしも資金の総合調整をやるというところがそこにくたわれておらない。そうすると給に描いたものになるという非難が非常に出て来る。いくらか計画が総合調整されても、その資金の裏づけがない総合開発は、それではど

の資金で、どの面で、どういふ総合調整において行われるのであるか。川の面においてはどうかである、あるいは農林關係においてはどうかである、運輸關係においてはどうかであるか、産業道

路においてはどうかであるか、そういう資金の面の総合調整といふことはきわめて重大なことじやないかと思ひます。置法案の中に入れないで、一体これはだれがやるということになる、またどこでやるのかその点をお伺ひしたい。單に計画の総合調整だけでは、国土の総合開発は完全に推進できるものじやないと思ひますが、その点いかがでしようか。

○野田国務大臣 資金計画につきましては、資金を管理しております大蔵省におきまして、当然資金計画を立てると思ひます。その際に各省と十分なる連絡をとり、もちろん経済審議院とも十分連絡をとつて、大蔵省で資金計画を立てる。なお資金計画につきましては、たとえば大蔵省と農林省と意見が合はぬ、あるいは通商省と大蔵省が意見が合はぬということがあり得ると思ひます。そういうことになりま

すと、これは結局経済審議院でその調整役を引受けるというやうなことになる。つて来るのではないかと思ひます。

○志田委員 調整をとるというのは、最後にはどこで取扱いますか。

○野田国務大臣 大蔵省と各省がどうしても話がかかぬといふことになりますれば、その争ひといひます。調整のつかぬところの最後の調整をするのは経済審議院であらうと思ひます。

○志田委員 大臣はそこで御認識があるのではありませんか、そこで百尺竿頭一步を進めて資金の総合調整をやるという項目を入れる必要があるのではないか、調整がどうしてもつかないところは最後は経済審議院でやられるといふのでありますから、それはあとで

やられるのでなく、最初からタツチして、資金の総合調整をやる必要が十分あると思ひますが、これはひとり国の資金調整の問題のみにとどまるものではないと思ひます。御承知の通り総合国土開発をやる上におきましては、府県負担問題もあり、それ／＼の主管官庁においてこれだけの事業分量に對しこれだけの果負担、中央においてはこれだけやるといふことの調整されたものが出て来るのではないかと。これを企画の面で総合調整をやつて行つて、同時に資金の面においてもこの企画官庁が総合調整をやる。これが非常に合理的なことであつて、最後になつてから最後の決はこの法案の経済審議院がやるということでは、非常に拔き差しのならないものが出て来るやうな感じがするのであります。その点はいかがでしようか。

○野田国務大臣 たとえば電源開発の問題であります。今後の電源開発に關します事は、御承知のように公益事業委員會が廃止になりました。主として通商省に移るわけでありまが、そこで火力、水力を通じましたいろいろな事業計画がでると思ひます。それに關連した資金計画は、大蔵省と通商省で相談してきめるということに主としてなると思ひます。それが話がかかぬといふときには経済審議院の世話になるかと思ひますが、それで話がついて、しかも事業計画などについて

はすでに審議院としてタツチしておられるわけでありまが、その事業計画に基いて通商省でいろいろ事業計画を立てる。そして資金の面を大蔵省で世話をするといふことになつて来ると思ひます。その体制で進み得るな

ると思ひます。その体制で進み得るな

らば一番いいのではないか、なるべくものを簡素化するという点において、それで十分ではないかというふうに考えるのです。

○志田委員　そこなんです、簡素化するということ、建前から行けば、最初から資金の総合調整に参画させておいて、そうして最後まで総合的に考えて行くようにさせる方がいいのではないかと。電源開発の問題を今大臣はおとりになりましたが、もちろん電源開発でそういう問題も多く出ることが考えられますし、そういう点についてはそれ／＼の官庁がそれ／＼の主張と目的があるわけであります。ことにこれは電源開発に関する限りは、府県におきましていろいろ／＼な要望が出て来る。たとえば只見川におきまして、直接水路を利用する三千数点の発電所をつくつた方がいいという案に對しまして、新潟では流域変更案というものを出して争うということになる。これはいづれも最後において総合調整をしなければならぬものなのであります。ところが、私たちが考えれば、いつまでも総合調整の面を残しておくというのでなく、早く政府が国と地方の総合調整という立場に立つことが必要なのであります。しかるにこれを最後まで持つて行くことになる、非常に政治問題化するおそれがあると思う。これは事業の方法の面においても同様でありますと同時に、資金の面においてはさらにいろいろな問題が出て来るように思う。それを最初に総合調整をしないで、あとになつてから必要があれば総合調整をするということでは、何か資金計画が十分に連絡がとれないままに、大蔵省の裁定によつてきめられるというような

考えが私たちには浮んで来るのであります。その点はいかがでありましようか。

○野田国務大臣　電源開発の問題は、御承知のように今度の電源開発促進法法案にありますが、電源開発調整審議会などもできまして、各地の発電施設等につきまして詳しい審議がなされるわけであります。そういうところへたしか六人くらい、大臣が入るかと思いますが、経済審議庁所管大臣も入られますし、それ／＼そこでよく審議して国家的な全体の計画が立つて、それから従つて事業計画が立てられ、資金計画を立てて行くのでありますから、元で総合的に集つてきめて行けば、それ／＼に從つて起つて来るこまかい問題は、一タツチしなくてもいいと思ひます。それでなければ情勢が複雑多岐になつて困るだらうと思ひます。ですから、大ものとところを審議会などでぐつと押えて行けば、その線に沿つて資金計画、事業計画を主管庁できめて行くということが、簡素化の線にも沿うのではないかと思ひます。

○志田委員　最後に尋ねますが、大臣は公共事業の資金に関する限りにおきましては、その基本的な企画立案は、最後の経済審議庁で調整する事前において、特に大蔵省の資金計画やその他によつて圧力を受けるものではないとお考えになつてゐるのか、その点を伺いたい。

○野田國務大臣　予算編成の問題は大蔵大臣が所管しておりますので、予算編成の問題につきましては、建設大臣なりあるいは農林大臣なり、あるいは港湾に關係があれば運輸大臣によく相談して参りますから、話はつくと考えま

す。もちろんまとまらなければ、御承知のように予算の場合であれば、予算閣議というものがございまして、あそこで非常に熱論が展開されるのでありまして、大きな問題になれば当然予算閣議の問題になる。それまでに事務当局が十分大蔵省と折衝して片つけて行く、こういうことになると思います。事務当局が大蔵省と相談する基礎になるものは、特定地域等につきましては事業計画が立つわけでありますから、それに従つて主張をして行くということになると思います。

○有田(喜)委員　ちよつと関連して：
。野田大臣に伺いたいのですが、先
ほど志田委員からの質問に対しまし
て、たとえば金融は大蔵省でやる、あ
るいは貿易は通産省、あるいは食糧は
農林省、あるいは造船は運輸省、こ
ういうように各省大臣が責任を持つて
やる、これは非常にけっこうだと私は
思います。しかしただ一点疑問に思
うのは、おそらく一つの貿易計画、貿易
政策を立てられても、これは外務省も
加わつて来ると思うが、経済関係省
のほかにいろいろなもの加わつて行
くであつて、一つの電力政策を立て
ても、経済関係の各省が五つも六つも
加わつて来る。また海運政策しかり、

船政策しかり、そういう一つのことをやつて行くのに、今日は運輸省、今日は通産省だということで、各省がてんてこまいで翻弄されるのではないか、そういうことよりもむしろ経済審議庁なり一室に集つて、そうして日本の国力もおのずから限度があるのだから、日本の国力に相応した限度で行こうじやないかという基本政策がきまるのでありますから、それをまた各省がそ

れぞれの責任において、輸送問題は輸送問題で運輸省、貿易問題はこうというふうにやられた方が、むしろ簡素化して、しかも円滑に行くのではないか。まともなぬものをまた審議して最後の調整をやられるというとはいいいつても、各省はかりにやらせていると、あつちにも頭をつつ込み、こつちにもつつ込み翻弄されてしまつて、日本の国力というものを各省がよくにらんで行けばいいけれども、これは実際問題としては、農林省は食糧のことば

かり考え、運輸省は輸送の面ばかりを
考えるというようなことにどうしても
なりがちになつて、自分のところが一
番大事な仕事だと思ひ詰める。つい全
体の国力ということ忘れてしまつて
その方に走りがちになると私は思う。
少くとも基本的なものはやはり經濟審
議庁に集めてやつて行かなければなら
ぬ。各省がそれぞれ責任を持つて、関
係省で打合せてまゝとまらないものは、
また審議庁でやるといふことが一番実
際的であり、しかも行政を円滑ならし
め、かゝつてこれが行政の簡素化にな
ると思ひます。先ほどの点ちよつとは
つきりしなかつた点があるかもしれま
せんが、私はきよな氣持を持つてお

るのですか、いかがでしょうか。

○野田國務大臣 有田委員のお説の点であります。これはものの見方の問題であると思います。何にもなしにやるというわけではなしに、ここにありますように、総合国力の測定であるとかいうようなものもありますし、長期経済計画というものも策定されましたし、また国民所得の計算などに関する貴重な資料も経済審議庁から出て来

るわけでありませう。そういうものが目の前にあつて、そうして各省がそれとにらみ合せながら自分の計画を立てるといふことでございますから、全然何もなしにやるのではなくて、大きなわくというものは、当然この審議庁が長い間の大きな計画經濟に基いてお立てになつておるでしようし、國民所得という問題も大きな計画の中に入らなければならぬ。そういうものからまづたく離れたものを各省がつくるということになると、各省官僚の常識を疑はざるを得ないということになるわけであらう。

あります。今まではだれかまんな中で調整してくれる人がありまして、その人に頼つて各省がどん／＼予算を要求するといふつもりで計画を立てるということが、著しく強かつたのであります。が、今度は自分の方が責任を持つて、何とかまとめて行かなければならないといふことになりますと、すべてが地について来て各省がまじめに検討するようにになる。自分の方でまじめにまとめなければならぬといふことになりますと、たとえば海運政策にいたしましても、十分に実行性のある責任とされる計画をお立てになつてと思ひます。そこにやはり責任と実行といふものが伴つて参りますから、初めからでたらめに大きな計画を立てたりすると物笑いの種になります。たとえば今の運輸大臣にしても、物資の点も資金の点も、十二分に大きな点をサウインドされまして、業界の意見もお聞きになつて、実行性のある計画をお立てになつていふように、各省大臣がまじめに地についてものを考えられるようになるというところに、責任内閣制の特色が發揮されるのじやないかと思うのであ

りまして、やはり役所というものと大臣というものは、少し気持が違ふのじやないかと思ひます。大臣は役所のことに責任をとられて、閣議でも十分責任をもつて主張するような案を立てられるというようなところまで持っていくべき。戦争中企画院ができたころから各省の企画力が衰へ、自分が自主的に責任を持つて企画し事に処すという点が少しゆるんで来ると思ひます。この点には有田さんもよく御存じのことと思ひますが、昔の各省の役人というのは、企画をすることに真剣に取組んでいない。企画の方は企画院がするのだからお前たちは企画をせぬでもよいという空気があつたために、各省の計画を締めたことがありますが、それがたまたまかへつて全体の能率が下つたのではないか。各省が第一に責任をもつておやりになり、それでどうしても調整がうまく行かないときでも最後の調整はつくことになつておられますが、まず各省で十全を盡して、それ／＼計画を立てて行けばよいのではないか、そういう形でやつて行たいと考へております。

○有田(喜)委員 これは野田さんも御経験があると思うのですが、国民所得とか日本の全体のことは、もちろん各省でもわかつておりますが、各省がそれぞれ責任を重んじ、自分の職責が一番大事だと思へばこそ、どうしてもその方に熱中して、そうしていわゆるセクシヨナリズムというものが出来て来る。それは悪いと言へば悪いが、熱心のあまり出て来る場合があるのです。各大臣が責任を持つておつしやるが、閣議一つを見ましても、予算のぶんどり合いが始まるというようなこと

になつて参るから、各大臣が集まつてもなか／＼それはうまく行かない場合があるわけでありませう。また大臣が何ぼよくても事務官僚というものが寄りかけると、その間にすつたもんだが起り、トラブルが起つて、時間を費し、むだが非常に多いと思ひます。やはり基本的なものは、むしろ各省にとらわれなかつたところの経済審議院でつくつて、それを大體の標準として、それをもつて各省が責任を持ち、いろ／＼な實際的の企画、政策を実行する、こういうふうに行つた方が私は円滑に行くと思ひます。初めから国民所得全体、日本の国力全体を知らないものが各省に集まるということがあつても、それは全部が全部を占めてしまふというわけにはなしに、その中の一割、二割あるいは五割、八割とあるかというやうな、その間の問題になつて参りますから、かへつてそういうことをやるというよりは、簡素化しやなくてむしろ複雑化せしめることになりまして、行政の円滑を欠くことになるのじやないかと思ひます。もちろん各省が責任を持つてやるといふことは私も非常に賛成ですが、基本的なものは、やはりとらわれなかつたところの審議院でやるといふことが實際的のじやないかと思ひます。その点ひとつお考へ直していただきたいと思ひます。

○野田(国務)大臣 私はお考へる点もむしろわかるのでありますが、その点につきましても、やはり海運政策は運輸省で責任を持つてやつて行く、それを一々どこかよその局でやつて行く、あるいはその席を借りるというふうにしなないで、多少は各省とも関連はいたし

ますが、それと連絡をとつて運輸省で自主的にやるということには、日本の海運政策を推進するにはよいと思ひます。もう一つはセクシヨナリズムの点であります。役所というものはどうしてもセクシヨナリズムに陥りやすいと思ひます。それを調節して行くのが政治家の務めではないかと思ひます。ほんとに政治が生きて来れば、役人にセクシヨナリズムから離れてしまふと言ふことは無理だと思ひます。役人というのは当然ある程度のセクシヨナリズムを持つており、その上に政治家がつて、そうしてそれがために国政を滞滞せしめることのないように政治家が働いて行く、閣議を中心とし、あるいは政党内閣会とも関連はいたしましてやつて行く必要があるのではないかと、いふやうな感じを持つておられるのであります。これは政治全体の動かし方とも関連して来ると思ひます。

○有田(喜)委員 同じことを繰返してもしかたがないのでありますが、私は各省が責任を持つてやるといふことはよいと言ふんです。大蔵省が金融に責任を持ち、運輸省が輸送に責任を持ち、農林省が食糧に責任を持つてやられるというところは結構ですが、その食糧なり、動力、輸送、金融といふものは、互いに相關連して来ておるのであります。その関連するところの基本的なものを、まずこういう経済審議院で立てて、そして各省が責任を持つてやる必要がある。日本の国力はお前たち知つておられるやう、それで道路の計画、電力の計画をつくつてやれ、輸送計画は運輸省でやれといふことになつて、初めから野放しになつて来ると、無用の手数とトラブルを引起すことになつて来るので、かへつて實際的ではない。やはり最初の基本的なもの、荒削りのものは審議院でやつて、そして各省に責任を持たせる、もちろん海運政策は運輸省がやり、金融政策は大蔵省、貿易政策は通産省でやるということとは当然のことでございますから、その地ならしをどこにもとらわれないところの審議院でやらせるのが、一番實際的のじやないかと思ひます。あとはやらせてみて、なか／＼まともでないものだけ削つて審議院でやらせるのだと言ひまして、これは實際的でない、かへつて無用の摩擦を起すことになる、かへつてこれを申し上げておるわけでありませう。これ以上同じことを繰返してもしかたがありませんが、私はそれが實際的だと思ひます。ことに日本が物も十分だ、金も十分にある、何もかも十分にあるというならば、多少無理があつても各省でやらせても構はずだが、今日の事情というものは何もかも足らぬがちで、日本の経済は実に底が浅いから、やはり相關連する基本的なものはここで考へるといふことが必要だと思ひます。これ以上は見解の相違になりましようが、私はそういうふうにお考へております。野田(国務)大臣もゆつくりした氣持で考へ直してくださいれば私は幸ひだと思ひます。

○志田(委員) 先ほど企画院のお話でございますが、私は企画院のやり方の一番悪かつた点は、企画官庁としてよりも、実施官庁としての仕事をしたがつたといふところにあつたと思ひます。従つて企画院が企画官庁の姿でほんとうにやつたならば、あれは非常に成功であつたと思ひます。今の経済審議院におきましても、そういうやうな経済關係の企画官庁としての経済審議院を設ける方向に持つて行くことの方が大事だと思ひます。その根本的な問題において、大臣の御意見とあれ／＼の考へておることが違ふと思ひますが、いかがでございますか。

○野田(国務)大臣 今のお話は昔の話ですが、私は企画院ができたときに大蔵省におきまして、省議をやつたときの空気を今でも覚えております。それを申し上げたのであります。企画院ができてどうなるのだ、重要国策はみな企画院で企画立案する。そういういたしますとそれまでは金融政策とかいふものは、大蔵省が自分の全知全能を發揮して、もちろん各省と相談しながら立てた。ところが企画院ができた以上は主として企画院にやらせるというところで、それではあれ／＼はまつたく事務をやるだけで、政策はやらさないのだということになりまして、役人全体がデンプレッションになる。これは事實なのです。そのことを取上げたわけでありまして、私はやはり食糧政策なら農林省がやるのだという責任と自負を持たして、そして能率を上げた方がよいのではないかと思ひます。お前は政策をやらすに実施だけをやらばよいのだ、政策はこつちでやるのだといふことになる、役人はくさるを得ない。やはり役人の一番おもしろいところは企画といふことにあるのであります。その企画をやつて行くところに熱意が入るのでありますから、各省の所管事項に企画が入るといふことが、全体の役人を生かして使うゆゑんではないかと思ひます。

○前田委員長 本日の質疑はこの程度にとどめたいと思います。

本設置法は内閣委員会に付託されておりますが、當經濟安定委員会といたしましても、これに対して修正の意見を議決して申出たいと思つておりますが、自由党の志田委員から修正の案が提出されておりますので、この際志田君からその説明を求めたいと思ひます。

○志田委員 經濟安定本部の廢止に伴ひまして、經濟審議庁を新たに設置するという措置が講ぜられましたのは、思うに今後におけるわが國經濟の運営にあたりまして、総合的な經濟政策及びその計画を樹立し、これに基いて諸般の經濟施策を計画的に推進して行く必要があると認められたためであると思ふのであります。それにもかかわらず、經濟審議庁の総合的經濟企画官庁としての任務及び権限は、現に提案されております設置法においては、著しく狭小であり、その課せられた本来の使命を果すことはとうてい不可能ではないかと思ふのであります。よつて本委員会は、經濟審議庁に課せられた使命を有効に遂行させるために、左のような修正を申入れていただきたいと思ふのであります。

第一は、第三條第一号中「政策の下に「企画立案及び」を加えていただくこととあります。第二は、第四條第十三号中の「計画について」の下に「企画立案し、及び」を加えていただくこととあります。第三は、第七條第十一号中「総合調整」の下に「並びに外國為替算案の準備」を加え、同條第十八号中「計画の」の下に「企画立案及び」を加えていただくこととあります。

きたいのであります。さらに第四には、第八條第四号の次に、次の一号を加えていただきたいのであります。すなわち、第五としまして、「公共事業の計画及びこれに要する資金に関する必要な総合調整に関すること。」でございます。

これらはいずれも当面しておる經濟審議庁の使命を達成するには、きわめて必要ではないかと存するのであります。他の行政機關の所掌に属さない総合的經濟政策のみならず、広く經濟に関する基本的な政策の企画立案の権限を持たしめることを、まず第一に私たちは要望いたしたいのであります。

外國為替予算につきましては、産業及び貿易を通ずる基本的政策と表裏一体をなすものであるから、外國為替予算の編成に関する権限を持たしめたいという点を意図しておるのであります。

公共事業の点でございますが、国土の総合開発、電源開発と密接な関連を有するものでありますから、公共事業の計画及びこれに要する資金に関する必要な総合調整を行はしめることがぜひとも必要である、かように存じますので、經濟審議庁設置法案に関する修正申入れを、以上のごとくいたしたいと存するのであります。

○前田委員長 次に、この修正を行います場合には、同じく内閣委員会に提案になつております行政機關職員定員法の一部を改正する法律案に対しまして、やはり修正をしなければならぬというところに相なると思ふのであります。その修正意見の説明を志田委員よりお願いいたします。

○志田委員 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案の一部修正の意見

を申し述べます。さきに經濟審議庁設置法案の一部修正意見を申し述べましたが、さらに行政機關職員定員法の一部を改正する法律案の一部修正意見として、第二條第一項の表の總理府經濟審議庁の項中「三七四人」を「四二二人」に改めていただきたいということとあります。すなわち為替に於いて二十五、公共事業關係十三、合計三十八人を増員することにいたしまして、四百十二人に改めるといふことであります。

○前田委員長 この修正申入れにつきましては、できれば、今回の委員会において議決して内閣委員会に申し入れたいと思ひますので、各党派において御研究のほどをお願いいたしたいと思ひます。

本日の會議はこの程度にとどめまして、次会は二十四日午前十時より開會することといたします。

これにて散會いたします。
午後一時十四分散會

〔参照〕

国土総合開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

第十三回 衆議院經濟安定委員會議録
第十六号中正誤
頁段 行 誤 正
五四 一五 事業は 事業を